

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年4月22日 15時20分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市観音埼北方沖 観音埼灯台から真方位000° 1,000m付近 (概位 北緯35° 15.9′ 東経139° 44.7′)
事故の概要	遊漁船第十五 ^{いちのせ} 之瀬丸は、北西進中、また、手漕ぎボート（船名なし）は、錨の揚収作業中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年4月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第十五 ^{いちのせ} 之瀬丸、13トン 235-44732 神奈川、有限会社一之瀬丸 B 手漕ぎボート（船名なし）、全長約3.5m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	A なし B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 右舷中央部に損壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客7人を乗せて約20ノットの対地速力で北西進中、船長Aが、左舷船首方にいる3隻の船舶を除いて他船を認めなかったため航行を続けた。 B船は、操縦者Bが1人で乗船し、帰航しようと錨を揚収中、接近するA船を認めたものの、A船が避航するものと思ひ錨の揚収作業を続けた。 操縦者Bは、衝突の弾みで船外に投げ出され、頸椎捻挫等を負った。 操縦者Bは、救命胴衣を着用していた。
分析	A船は、船長Aが、左舷船首方の船舶のほかには他船はいないものと思ひ、見張りを適切に行っていなかったことから、船首方で漂泊しているB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、操縦者Bが、A船が避航するものと思ひ、錨の揚収作業を続けたものと考えられる。
原因	本事故は、船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、操縦者B

	が錨の揚収作業を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りをを行うこと。